

宮 城 県 公 報

令和 7 年 9 月 19 日（金）
定期第 633 号

目 次

告示

- 生活保護法による施術者の指定（社会福祉課）
- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 土地改良区の定款変更の認可（北部地方振興事務所）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（新産業振興課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（道路課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正（選挙管理委員会事務局）

宮城県告示第580号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
目時 あや子	まごころマッサージ治療 院仙台北	仙台市泉区八乙女中央 5 丁目 18－15 サニースポット八乙 女 103 号室	令和 7 年 8 月 7 日

宮城県告示第581号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和 7 年 9 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
東泉堂病院	涌谷町追廻町 70 番 3	令和 7 年 9 月 17 日	令和 10 年 9 月 16 日

宮城県告示第582号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 9 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 7 年 9 月 19 日

宮城県告示第 583 号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 9 月12日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 9 月19日

宮城県北部地方振興事務所
所長 伊 藤 正 弘

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 9 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気 年間約 2,414,339kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで
- (4) 履行場所 宮城県仙台市泉区明通 2 丁目 2 番地 宮城県産業技術総合センター

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを

持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

（８）電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

（９）入札への参加を希望する者は、（８）に掲げる事項を証する書類を令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 5 時までに 3 の（４）に示す一般競争入札参加資格審査における添付資料として提出しなければならない。

（10）入札参加資格申請場所及び申請期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県行政庁舎 2 階 電話 022-211-3335）へ令和 7 年 10 月 7 日（火）午後 5 時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

（１）電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

（２）書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

宮城県行政庁舎 14 階 宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班

（担当 堺 里緒 電話 022-211-2722）

（３）入札説明書及び仕様書の交付期限

令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 5 時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和 7 年 10 月 7 日（火）午後 5 時までに（２）宛て申し出ること。

（４）一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和 7 年 10 月 7 日（火）から令和 7 年 10 月 16 日（木）午後

5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年10月16日（木）午後5時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない

（5）入札書の提出期限

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年10月22日（水）午前9時から令和7年10月28日（火）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

ウ 日時 令和7年10月28日（火）午後5時

エ 場所 （2）に同じ

オ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりアの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（6）の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

カ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

（6）開札の日時及び場所

令和7年10月29日（水）午前10時 宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部新産振興課内

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者及び3の（4）における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第97条、第98条、第113条及び114条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成24年宮城県規則第45号）第2条の規定による。

（3）入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

（4）入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

（5）落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（6）最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

（7）契約書作成の要否 要

（8）申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

（9）詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Nature and Quantity of Service Required: Electrical power for Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government - 2,414,339kWh/year
2. Period of Contract: From January 1, 2026 to december 31, 2026
3. Deadline and Location for Bid Submission (in person): October 29, 2025 (Wed.), 10:00 a.m., New Industry Development Division, 14th floor of Miyagi Prefectural Government Building
4. Deadline for Bid Submission (by mail): October 28, 2025 (Tue.), 5:00 p.m.
5. Contact Information: Rio Sakai, New Industry Support Section, New Industry Development Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan
TEL. : 022-211-2722

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 9 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量

ア 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、10 トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）
（単価契約） 1,164 トン

イ 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、平均粒径 3 ミリメートル、10 トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 66 トン

ウ 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、8 トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）
（単価契約） 111 キロリットル

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

(9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335)へ令和7年10月3日(金)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システム(以下「システム」という。)の利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒983-0836 仙台市宮城野区幸町四丁目1番2号

宮城県仙台土木事務所総務部経理班(担当 佐藤 英明 電話022-297-4112)

(3) 入札説明書の交付期限 令和7年10月10日(金)午後5時まで。ただし、郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年10月8日(水)午後5時まで(2)あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和7年10月17日(金)午後5時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和7年10月17日(金)午後5時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年11月5日(水)午前9時から令和7年11月6日(木)午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和7年11月6日(木)午後5時まで

(イ) 場所 (2)に同じ。

(ウ) 郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に係る調達物品の名称」を記載し、宮城県仙台土木事務所長あてに親展で、配達証明付書留郵便により(ア)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所 開札の日は令和7年11月7日(金)とし、開札の時刻及び場所は1の(1)に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

ア 1の(1)のアの購入物品 午前10時 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

イ 1の(1)のイの購入物品 午前10時30分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

ウ 1の(1)のウの購入物品 午前11時 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法

ア 入札金額は1の(1)のア及び1の(1)のイの購入物品にあつては1キログラム当たりの単価を、1の(1)のウの購入物品にあつては1リットル当たりの単価を1銭単位で記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

(1) **Nature and Quantity of the Items to be Purchased:** antifreeze (Unit-price contract)

(2) **Period of Supply:** From starting date of contract to March 31, 2026.

(3) **Place of Delivery:** Within Sendai civil engineering office areas of jurisdiction.

(4) **Deadline for Bid:** Thursday November 7, 2025, 5:00 p.m.

(5) **Contact Person:** Hideaki Sato, General Affairs Group, Sendai civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-2 Saiwaicho, miyagino-ku, Sendai, Miyagi, 983-0836 Japan. Tel: 022-297-4112

(6) **Language and Currency Used in Contract Procedures:** Japanese and Japanese yen only

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 9 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

利府町神谷沢字金沢 1 番 1、2 番 2、4 番 1、4 番 4、5 番 3、6 番 5、6 番 5 地先水路敷、字塚元 4 番 5、8 番 19、16 番 1、17 番 1 の一部、17 番 2、18 番 1、18 番 2、19 番 6 の一部、8 番 19 地先水路敷、字館ノ内 48 番 3、48 番 4、48 番 5、48 番 7、49 番 1 の一部、49 番 4、49 番 5、49 番 6、49 番 7、49 番 8、49 番 9、49 番 11、49 番 12、49 番 13、49 番 14、50 番 5、53 番 3、54 番 1、54 番 2、54 番 3、54 番 4、57 番 1、57 番 2、57 番 3、58 番 1、58 番 3 の一部、58 番 4、60 番 1、60 番 5、60 番 7、60 番 9、57 番 1 地先水路敷、48 番 5 地先道路敷、57 番 2 地先道路敷、字長田 31 番 4 の一部、31 番 5 の一部、31 番 5 地先水路敷、19 番 6 地先道路敷（第 1 工区）

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区岩切字洞ノ口 11 番地

株式会社大東ジェイホーム

宮選管告示第 64 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定により各候補者から提出のあった令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和 7 年宮選管告示第 16 号の一部を次のとおり改める。

令和 7 年 9 月 19 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

訂 正 後	訂 正 前
[略]	[略]
3 報告書の要旨 候補者氏名 境 恒春 候補者届出政党 日本維新の会 出納責任者氏名 境 恒春 期間令和 6 年 10 月 2 日から令和 6 年 10 月 31 日 第 1 回分 収入 主たる寄附 （氏名・団体名）（職業）（寄付額） 日本維新の会 政党 3,000,000 円 日本維新の会参議院比例区第 4 支部 政党支部 60,000 その他の寄附 一件 - その他の収入 <u>100,000</u> 今回計 3,160,000 前回計 - 総 計 3,160,000	3 報告書の要旨 候補者氏名 境 恒春 候補者届出政党 日本維新の会 出納責任者氏名 境 恒春 期間令和 6 年 10 月 2 日から令和 6 年 10 月 31 日 第 1 回分 収入 主たる寄附 （氏名・団体名）（職業）（寄付額） 日本維新の会 政党 3,000,000 円 <u>巧友会 政治団体 100,000</u> 日本維新の会参議院比例区第 4 支部 政党支部 60,000 その他の寄附 一件 - その他の収入 _____ - 今回計 3,160,000 前回計 - 総 計 3,160,000
[略]	[略]